

町営住宅の入居者の皆様へ

町営住宅の修繕について

池 田 町

入居者の保管義務

町営住宅は不特定多数の方が使用されます。住宅の使用に当たっては、皆様が気持ちよく生活できるよう、備え付けの器具・設備等を汚したり、破損させないように十分注意するようお願いいたします。

なお、入居者の故意または過失によって、住宅及び共同施設をき損または滅失したときは、原形に復するか、損害額を賠償していただくことになります。

住宅の修繕

住宅の修繕費用については、修繕の負担区分が町になるものと入居者になるものがあります。修繕の負担区分に記載されていない修繕は、その都度、建設水道課へご相談ください。

また、団地全体に係る修繕は、各団地の管理人を通じて連絡してください。

《注意事項》

修繕が入居者の責に帰すべき理由によって発生した場合（入居者が自ら設置・取替したもの等を含む）は、町が修繕する項目であっても、その修繕にかかった費用を入居者に負担していただきます。

ポンプ室やその他の住宅敷地内で故障、水漏れ等を発見したときは、すぐに建設水道課へ連絡してください。

○ 項目別負担区分表

家屋本体		
項 目	負担区分	備 考
基礎・土台	町	
外壁	町	
内壁の補修・塗装・クロス張替	入居者	壁の色を塗り替えるときは同系色を使用すること
柱・梁・床・天井・敷居・鴨居・土間	町	
屋上・屋根・ベランダ	町	

建 具		
項 目	負担区分	備 考
窓枠の取替	町	
窓枠の補修（シーリング、金具類等）	入居者	
扉・戸の本体	町	
扉・戸の付属物（鍵、丁番、戸車）等	入居者	
ガラス	入居者	
障子戸・ふすま戸・網戸	入居者	

その他付帯設備等		
項 目	負担区分	備 考
戸棚・つり棚・棚・下駄箱・手摺	町	
郵便受（口）	町	
集合郵便受	町	
雨樋	町	
畳の表替	入居者	
畳の床替	町	
物置の補修	入居者	
物置の取替	町	
ガラリ（換気口）開閉式	入居者	
ガラリ（換気口）固定式	町	

給水設備		
項 目	負担区分	備 考
水道管（水栓根より内部側）	町	漏水を発見したときは、少量でもすぐ連絡すること
給水管の保温	入居者	凍結防止帯を含む
水道蛇口・パッキン	入居者	※稼働部分など消耗する箇所
不凍栓、その他の弁及び栓類	町	

排水設備		
項 目	負担区分	備 考
排水管・通気管	町	
排水管のつまり（流し台・トイレ等）	入居者	
流し台	町	※軽微なものは除く
洗面器・手洗器	町	※軽微なものは除く
洗濯機皿	町	※軽微なものは除く
トラップ	町	
目皿の清掃	入居者	
家庭雑排水簡易浄化槽の蓋・汚泥引抜	入居者	
家庭雑排水簡易浄化槽の取替	町	
汚水マス	町	

衛生設備		
項目	負担区分	備考
便器本体	町	
便座・便器の蓋・紙巻器等	入居者	
ロータンク本体	町	
ロータンクの内部金具	町	ボールタップ、クサリ、フロート等
便所臭突の電動ファン	町	
便所臭突のパイプ	町	

ガス設備		
項目	負担区分	備考
ガス管	町	
ガスコック（1口・2口）	町	
ガス漏れ警報器（単体で作動するもの）	入居者	

電気設備		
項目	負担区分	備考
電線・配線・配管	町	
分電盤・スイッチ・コンセント	町	
チャイム（三丁目東住宅のみ）	町	
浴室・トイレ・台所換気扇	町	※入居者が自ら取付したものは除く
屋内照明器具	入居者	電球・蛍光管・電池類を含む
テレビアンテナ（三丁目東住宅のみ）	町	
テレビアンテナ（三丁目東住宅以外）	入居者	

給湯器・風呂付き住宅（三丁目東団地）		
項目	負担区分	備考
シングルレバー・シャワー	町	※稼働部分などは入居者負担の場合あり。
浴槽	町	※軽微なものは除く
給湯器	町	※軽微なものは除く
風呂蓋、スノコ、風呂栓	入居者	
消防用設備（消火器等）	町	

共同施設		
項目	負担区分	備考
道路・通路の補修	町	
道路・通路の清掃	入居者	
排水溝・側溝・マスの補修	町	
排水溝・側溝・マスの清掃・つまり	入居者	定期的に団地内や、自治会等と行うこと
遊具施設の補修	町	
遊具施設の清掃	入居者	
自転車置場の補修	町	
自転車置場の清掃	入居者	
階段・廊下灯	町	
金網・フェンス	町	
樹木の消毒、剪定、草刈り	入居者	

連絡先

池田町役場 建設水道課

建設管理係 TEL : 0261-62-3130